



2	<p>災害時において要配慮者への支援は重要事項であり、福祉担当部で所管していると思いますが、当計画に地域支え合い活動推進条例に自治会の役割が記載されていても、私自身の自治会活動の中でその取組について説明も制度も聞いたことがありません。また、民生委員、ふれあい相談員も個別避難計画そのものも周知されていないと伺っています。そのためには、市の福祉及び自治会・防災担当が連携して対応できるよう前記の条例を改正して、市の組織全体の取組とする必要があります。</p>	<p>要配慮者への支援における地域の皆様との連携につきましては、ご指摘のとおり災害時には大変重要な課題となります。</p> <p>ご提案のありました地域支え合い活動推進条例のあり方や条例改正につきましては、関係部署と情報共有を行うとともに、市と地域の皆様との連携の強化に取り組んでまいります。</p>
3	<p>寺尾地区は周囲が山林で特に出流地区は孤立可能性地域であり、通常の自然災害の外、林野火災が想定されます。林野火災の状況で火災発生原因に努めているとされ、第2節火災に強いまちづくりでは市・県は防火樹樹林帯の促進を、市は森林所有者等に対し自主的な管理活動を推進するように努めると記載されていますが、森林環境譲与税を活用して森林整備の一環として、市は推進する立場で森林所有者等には促進を図る立場の記載が必要ではないでしょうか。</p>	<p>本計画は、市全体の防災対策の基本方針を定めるものであるため、林野火災対策についても総括的な指針を記載しております。ご提案の森林環境譲与税を活用した森林整備については、森林整備計画や具体的な森林整備事業の中で検討されるべき事項となることから、本計画については案のとおりとさせていただきますが、ご意見については関係課部署と情報共有を行ってまいります。</p>
4	<p>当計画の取組には市と市民が一緒になって進めることが肝要ですが、そのためには、当計画の容量は膨大でとても理解出来かねますので、市民の役割について市民に向けた小冊子を作成、配布し、地区毎の説明も行っていただきたい。</p>	<p>本計画では、市や市民・自治会をはじめ、県や民間企業、防災関係機関など、様々な立場において、各々の責務と役割を定めております。そのため、ご指摘の通り、内容は膨大となります。</p> <p>そのため市では、防災計画の中から、市民や自治会の皆様にお知らせしたいことやお願いしたいことなどをピックアップし、ハザードマップや広報とちぎ、市ホームページ、出前講座などで周知啓発を行っているところです。</p> <p>今回の改正内容や最新の防災情報につ</p>

		きましても、隨時広報とちぎなどでお知らせを行ってまいります。
--	--	--------------------------------